

後期高齢者医療制度

新しい被保険者証と

保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度の被保険者証は、8月1日に更新します。新しい被保険者証と平成23年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送付しますので、確認ください。

《問合せ》市民課国保医療係 ☎21-9061、各総合支所
市民福祉課、または兵庫県後期高齢者医療広域連合
☎078-326-2021(コールセンター)

被保険者証

被保険者証の更新時期は、毎年8月1日です。8月1日からは、新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示し、受診ください。

保険料の滞納状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。



未納がある場合は、早めに納付をお願いします。また、特別な事情により納付が困難な場合は、相談ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。なお、世帯員全員が住民税非課税の方で認定証をお持ちでない場合は、入院の際に市の担当窓口申請ください。

限度額

適用・標準負担額減額認定証を提示すること



で、入院の際に医療機関で支払う一部負担金(1割)が表1の世帯単位欄の限度額となり、入院時の食事代も減額されます。ただし、保険診療分が対象です。

保険料額決定通知書

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人が保険料を支払います。平成23年度の保険料率は、平成22年度と同じです。保険料額は平成22年中の所得に応じて計算され、軽減対策も行われます。

■医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等(表1)

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円] ※注1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方。ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入が一定の金額に満たない方(※注3)は、市の担当窓口申請することにより「一般」の区分となります。 【対象となる可能性がある方には申請書を送付しています】
一般	1割	12,000円	44,400円	210円 [160円]※注2	現役並み所得者、低所得II、低所得I以外の方
低所得		II	8,000円		
		I	15,000円	100円	

※注1…[]内は、後期高齢者医療制度で過去12カ月以内に世帯で既に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※注2…[]内は過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

※注3…同一世帯に被保険者が1人の場合の被保険者の収入…383万円未満

・同一世帯に被保険者が1人で70歳以上75歳未満の方がいる場合、被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計…520万円未満

・同一世帯に被保険者が複数の場合の被保険者全員の収入合計…520万円未満

※月の途中で75歳の誕生日を迎え、被保険者となる方の自己負担限度額は、75歳の誕生月に限り、2分の1になります。

●保険料の計算方法

①均等割額	+	②所得割額	=	1人当たり保険料額 (①+②)
40,705円		[平成22年中の総所得金額等(※注4) - 330,000円] × 7.63%		平成23年度保険料額 (最高限度額50万円)

※注4…総所得金額等とは、収入額から控除額を引いた金額です[控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除など)は含みません]。

※出石町奥小野と但東町奥赤の方は、特例により、所得割の料率と均等割額が異なります。
※保険料を決定する基準日は、

原則4月1日です。

※年度の途中で被保険者の資格を取得したときや喪失したときは、月割りで計算した保険料となります。

●保険料の納付方法

特別徴収(年金天引)と普通徴収(口座振替や納付書での支払い)の2通りとなります。



特別徴収の方は、本人の申し出により口座振替による支払いを選択することができますので、希望の方は、市の窓口へ相談ください。

▽特別徴収 対象となる年金

の受給額が年額18万円以上の方は、原則、年金から天引きとなります。4・6・8月は前年度2月分の保険料と同額を納付いただきます(仮徴収)。10・12・2月分は前年所得等を基に算定した保険料から仮徴収分を除いた額を納付いただきます(本徴収)。

※対象となる年金の受給額が年18万円以上でも、次の方は、普通徴収となります。
・年度の途中で75歳の誕生日

を迎えた方

・年度途中で他の市町村から転入した方
・年度途中で保険料の額が変更となった方
・年金を担保に借り入れを行っている方

▽普通徴収 対象となる年金

の受給額が年18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、口座振替や納付書での支払いとなります。7月から翌年3月まで毎月(9回)納付いただきます。

▽普通徴収の納付期限

毎月末日(12月は26日)。納付期限が金融機関の営業日でない場合はその翌日です。口座振替の方は、納付期限に指定口座から引き落とししますので、預金残高に注意ください。納付書の方は、月の中ごろに納付書を送付しますので、納付期限までに近くの金融機関などで納付ください。

●所得の低い方の軽減

▽均等割の軽減
・同一世帯内の被保険者と

■均等割の軽減(表2)

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯	軽減割合(軽減後均等割額)
基礎控除額(33万円) 被保険者全員の各所得(公的年金等控除額は80万円として計算)が0円	9割(4,070円)
	8.5割(6,105円)
基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)	5割(20,352円)
基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者の数	2割(32,564円)

世帯主の総所得金額等の合計額に応じて、均等割額が表2のように軽減されます(申請不要)。
未申告などで所得が確認でき

きない被保険者は、軽減判定のために簡易申告などが必要です。

・65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲で最大15万円を控除し軽減判定されます。

▽所得割の軽減

・所得割額算定にかかる所得(総所得金額等)基礎控除額(33万円)が58万円(年金収入のみの場合は211万円)以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

●被扶養者だった方の軽減

制度加入前日に会社の健康保険などの被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。

●保険料の減免

次の方は、申請による減免制度がありますので、相談ください。
・災害などで大きな損害を受けたとき
・所得の著しい減少があったとき



・他の被保険者や世帯主が死亡したことなどで、世帯の所得が軽減判定基準以下となる時 など